

熊本県有明海区漁業調整委員会  
第501回議事録

令和3年（2021年）2月16日開催

## 第501回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和3年(2021年)2月16日(火) 午後2時から

開催場所 県庁本館 1302会議室

出席者

(出席委員) 橋本孝 吉本勢治 木山義人 藤森隆美 中尾利秋  
南本健成 岸田光代

(欠席委員) 浅田敏彦 八塚夏樹 浜口多美雄

(漁業取締事務所) 技師 寺中勝彦、技師 浦川亮太

(水産振興課) 主幹 鮫島守、参事 高日新也

(事務局) 事務局長 渡辺裕倫 主幹 大塚徹 主任技師 郡司掛博昭  
主任技師 多治見誠亮 技師 東海林明

議事

### (1) 議題

#### 第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

#### 第2号議案

熊本県資源管理方針の改定について(諮問)

#### 第3号議案

漁業法第32条第2項の規定に基づき熊本県知事が行う助言、指導又は  
勧告に関する運用指針の制定について(照会)

### (2) 報告

令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について

事務局

定刻になりましたので、第501回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。本日の委員出席者数は10名中7名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

また、今年度は、本日が最後の開催となる予定ですので、水産振興課中原課長より、一言ご挨拶をお願い致します。

水産振興課

こんにちは。水産振興課でございます。

橋本会長はじめ、委員の皆様、日頃から本県の水産行政に御協力頂き感謝申し上げます。

今年度は、熊本地震からの復興の最中で、新型コロナの問題がありました。そして、7月豪雨とトリプルパンチの三重苦の1年となりました。水産においてもコロナの問題で、人が動かない、物が動かない、魚が売れないといった問題がございます。今日の委員会も窓を全開にして開催するなど、色々ご不便をおかけしております。

豪雨災害におかれましては、流木が大量に発生し、操業に支障がでるということで、漁業者の皆様のご協力により撤去していただき、だいぶ片付いたという状況でございます。

このような状況ですが、昨年12月1日に改正漁業法が施行され、漁業調整規則など色々な審議を本委員会でも行っていただいたところです。活発な議論をして頂いたおかげで何とか12月1日の施行に間に合うことができました。本当にありがとうございます。委員会でいただいた意見につきましては、しっかりと反映させていただきます。

なお、本日は今年度最後ということでございますが、本日も議案3つに報告が1つと盛りだくさんとなっておりますので、最後までよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

中原課長は用務のため、ここで退席させていただきますので、ご了承願います。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。「第501回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料を1部お配りしております。よろしいでしょうか。

それでは、橋本会長お願いします。

議長

改めてこんにちは。今年度最後の委員会となりました。それでは、ただ今から第501回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は吉本委員と木山委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願いたします。

それでは、第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産振興課から説明をお願いします。

水産新興課

水産振興課です。

今回、流し網漁業のえび流し網漁業及び中目流し網漁業につきまして新規許可の要望がありましたので、それぞれの漁業の制限措置の公示を予定しております。

資料の5ページをご覧ください。

えび流し網漁業の制限措置の公示案となります。操業区域は、熊本有明海、漁業時期は1月1日から12月31日まで、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数につきましては、船舶の総トン数が5トン未満、推進機関の馬力数は定めなし、許可又は認可をすべき船舶等の数については、要望があった数を記載し、漁業調整上の必要性から、漁業を営む者の資格として、その地域の住所要件及び漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者であることを規定しています。

申請期間については、令和3年（2021年）3月2日から令和3年（2021年）3月10日までとしています。また、備考として、許可の有効期間や許可の条件についても記載しています。

次に資料の6ページを御覧下さい。

中目流し網漁業の制限措置の公示案となります。操業区域は、有共第4号及び同第21号共同漁業権漁場内、漁業時期は1月1日から12月31日まで、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数につきましては、船舶の総トン数が5トン未満、推進機関の馬力数は定めなし、許可又は認可をすべき船舶等の数については、要望があった2隻とし、えび流し網漁業と同様の漁業を営む者の資格を規定しています。

申請期間については、えび流し網漁業と同様、令和3年（2021年）3月2日から令和3年（2021年）3月10日までとしています。また、備考として、許可の有効期間や許可の条件についても記載

しています。  
説明は以上になります。  
御審議の程よろしくお願い致します。

議長 水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員一同 なし。

議長 ないようですので第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員一同 なし。

議長 それでは異議がない旨、答申します。  
引き続きまして、第2号議案「熊本県資源管理方針の改定について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課 水産振興課資源栽培班です。  
熊本県資源管理方針につきましては、TACの対象となる特定水産資源の管理の手法などを定め、12月1日に施行し、令和3年1月1日からは、「まあじ」及び「まいわし」の新たな資源管理が始まったところです。  
1月中旬から下旬にかけては、関係する各漁協を訪問し、新制度における漁獲量報告の方法等について、御説明をさせていただいております。  
今回、来る令和3年4月1日以降、新たに「くろまぐろ（小型魚）」「くろまぐろ（大型魚）」及び「するめいか」の新たな管理年度が始まりますので、今回は、それら3水産資源の管理手法について、諮問させていただきます。資料19ページにてご説明をしますので御覧ください。  
別紙1-3及び別紙1-4の「くろまぐろ」につきましては、これまでも、国から具体的な数量が配分され、県の漁獲可能性を越えることが無いよう、県TAC計画に基づいた資源管理を行ってきたところです。

今回は、改正された漁業法の下、これまでの管理手法をベースに新たな方針を作成しております。

まず、第1につきましては、特定水産資源名を記載しています。これまでと同様、30キログラム未満を小型魚、30キログラム以上を大型魚として、別の水産資源として管理をいたします。

次に、第2の管理手法につきましては、①水域を中部太平洋条約海域全体とし、②資源管理の対象とする漁業には、広域調整委員会で承認された承認漁業及び定置漁業に加えまして、ウにその他を記載しています。

これにより、これまでと同様、くろまぐろの水揚があった場合は、漁業種類に限らず、漁獲量を県に報告いただく形としています。

(2)の管理手法としましては、①の陸揚げした日からその属する月の翌月10日までを基本としますが、漁獲量が一定の割合を越えた場合は、報告期限を短縮するなどして、即時的な管理を行ってまいります。

具体的には、②のとおり、知事が法第31条の規定に基づく公表をした際は、その日から3月31日までは、陸揚げした日から3日以内に報告としています。

この公表につきましては、下の第4に記載しておりますが、県の漁獲可能量が積み上がり、全体の7割を超えた場合を基準としています。

また、上に戻りまして、②の下の部分ですが、公表日以降は、1日の水揚が100キログラムを超えた場合、速やかに水産振興課に一報いただくことも併せて記載しています。

この2段構えの報告につきましても、これまでの県TAC計画と同じ内容となっておりますので、報告の方法については、これまでとほぼ同様、という形になっていきます。

最後に第3につきましては、漁獲可能量の配分の基準を定めています。

これまでの計画との変更点としまして、県の留保枠を具体的に設定しています。

くろまぐろは、漁場の変化による想定外の来遊や定置網における混獲等により、短期間で漁獲量が大きく変動する可能性がありますので、管理年度の当初に、漁業者が漁獲できる管理区分とは別に、県の留保枠（1割）を設けたいと考えています。

漁獲量が想定以上に積みあがった際など、状況に応じてこの枠から漁獲可能量を再配分することにより、できるだけ操業に支障が生じな

い形での柔軟な対応を行いたいと考えます。

続きまして、別紙1-5をご覧ください。この別紙では、するめい  
かの資源管理の手法を定めています。

本県では、この水産資源の漁獲はごく少なく、これまで漁獲可能量  
の配分はありませんでしたが、今回の水産改革によりその基準が見直  
され、漁獲量が少ない本県においても、TACによる資源管理を行こと  
となりました。

配分量につきましては、「現行水準」という形で配分が行われますの  
で、県における管理方法としましては、水揚げがあった場合はすべて  
報告、という形の、まあじやまいわしと同様の管理を行っていきたい  
と考えます。

具体的な記載としましては、中段の②において、対象者を漁業種類  
別に規定しています。

これまで、各組合に漁獲状況をお尋ねしてきた中で、少量ながらも  
漁獲の可能性のある漁業種類として、小型機船底びき網漁業、敷き網  
漁業、及び定置漁業をそれぞれアからウに定めています。

また、エにおいて、その他の漁業を定めることで、まあじやまいわ  
しと同様に、もし水揚げがあった場合は、全ての漁業種類で漁獲量報  
告をいただく形としています。

第4においては、漁獲努力量の規定をしており、表にある3つの漁  
業種類について、船舶の隻数や漁具の数を設定しています。

この努力量の上限は、関係する許可の定数や現在の免許数を設定し  
ていますので、現在許可等を持っている漁業者は、すべてこれまでど  
おりの操業が可能になるとしています。

水産振興課の説明は以上です。

なお、決議に際しましては、今後の国との協議等において必要の生  
じた記載事項の軽微な修正や誤字の訂正等につきまして、県に御一任  
いただきますよう、併せてお願いしたいと思えます。

御審議の程お願いいたします。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意  
見はございませんか。

委員一同

なし。

議長

ないようですので第2号議案「熊本県資源管理方針の改定について」

は、異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長

それでは異議がない旨、答申します。

引き続きまして、第3号議案「漁業法第32条第2項の規定に基づき熊本県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針の制定について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

第3号議案「漁業法第32条第2項の規定に基づき熊本県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針の制定」について皆様の御意見を伺いたく、照会させていただいております。資料は31ページを御覧ください。

昨年12月1日に改正された漁業法第11条第1項の規定に基づき定められた国の資源管理基本方針において、くろまぐろのうち30キログラム未満のものを指す「くろまぐろ（小型魚）」及び30キログラム以上のものを指す「くろまぐろ（大型魚）」が特定水産資源に定められ、その後の改正により、まあじ並びにまいわし対馬暖流系群等が特定水産資源に加えられました。本県では、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）についてのみ、数量での漁獲可能量の割り当てがあり、漁獲量はその値を超えないよう、それぞれ個別に管理を行っていく必要があります。

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の漁獲量が積み上がり、県の割り当てを超過する恐れが著しく高い場合には、採捕のペースを考慮した上で、知事は漁業法第33条に基づく採捕停止命令を発出する可能性があります。そのような事態に陥る前に、知事は漁業法第32条第2項に基づき、助言、指導及び勧告を行うことで、漁獲量の積み上がりを抑えることができます。そこで、県では、「漁業法第32条第2項に基づき知事が行う助言、指導及び勧告に関する運用指針」を制定します。なお、「漁業法第32条第2項に基づき知事が行う助言、指導及び勧告に関する運用指針」はこれ以降、単に行政指導指針と呼ばせていただきます。

行政指導指針で定めている、漁獲量が積み上がった場合に知事が助言、指導及び勧告を行うタイミング及びその内容については、資料40ページにあります、従来『熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に



関する計画』の『（別添１）熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画 第１の別に定める「くろまぐろ」』の第４の１（５）に定められ、運用されていたものに準じています。

管理は、くろまぐろ（小型魚）又はくろまぐろ（大型魚）に分けて行われますが、内容は変わりませんので、ここではくろまぐろ（小型魚）について、説明させていただきます。資料の３３ページをご覧ください。行政指導指針の第１の１では、くろまぐろ（小型魚）において、各知事管理区分における漁獲量の総量が、当該知事管理区分に割り当てられた漁獲可能量の７０パーセントを超えた場合、早期是正措置として、くろまぐろ（小型魚）をとることを目的とした操業を自粛、生存個体を全て放流、くろまぐろ（小型魚）の採捕はやむを得ない場合のみとする等の助言、指導及び勧告を行うこととしています。そして、90パーセントを超えた場合は、漁獲の状況や漁期終わりまでの残り日数等を考慮した上で、採捕停止命令を発出する可能性があることから、くろまぐろ（小型魚）の採捕を抑制するよう助言、指導及び勧告を行います。また、漁獲の状況や漁期終わりまでの残り日数等を勘案し、当該知事管理区分における漁獲可能量を超過しないと判断される場合等には、助言、指導及び勧告を行わないこととします。次に行政指導指針第１の２では、全ての知事管理区分に対し、一律に助言、指導及び勧告を行う場合について定めていますが、本県では知事管理区分は各特定水産資源に１つしか定めていませんので、運用の上では第１の１と同じ扱いになります。

なお、本行政指導指針素案については、令和３年２月５日から３月６日までの３０日間、パブリック・コメントを実施しております。施行の際はパブリック・コメントで頂戴したご意見を参考に素案を修正したものを交付、施行することになりますので、御了承頂きたく思います。

説明は以上になります。

御審議の程よろしく願いいたします。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

南本委員

教えてください。クロマグロの漁獲量を７０パーセント、９０パーセントを超えた時とありますが、現実的に熊本県で超えることはあるのですか？例えば９０パーセント超えることとか。

水産振興課

数年前に県の枠を超過したことはありますが、それ以降は70パーセントを超過するところまで達することはなかったと聞いております。ですので、来遊の状況等にもよりますが、過去に県の枠を超過した実績がありますので、70パーセント、90パーセントに到達する可能性は考えられます。

南本委員

分かりました。県の枠を超えることはないように、ある程度は考えてあるのでしょうか。

議長

他に何かございませんか。

委員一同

なし。

議長

ないようですので第3号議案「漁業法第32条第2項の規定に基づき熊本県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針の制定について」は、異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長

それでは異議がない旨、回答します。

引き続きまして、報告「令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について」事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局です。

本報告につきましては、当初、開催のご案内をさせていただいた時には議題としてあげておりませんでした。その後、全国海区の事務局から要望活動に対する結果について連絡がありましたので、本日急遽、議題として報告させていただくこととなりました。御了承ください。

資料は、43ページ以降になります。

はじめに、全国海区漁業調整委員会連合会が行う要望活動について御説明いたします。

要望活動は、東日本・日本海・中国四国・九州という4つのブロックごとに構成する全国の海区漁業調整委員会から提案された要望を、全国海区漁業調整委員会連合会が集約して1つの要望書としてとりま

とめ、毎年5月に開催される全国海区漁業調整委員会連合会の理事会と総会に諮り、同年6月から7月にかけて、関係省庁に対して要望活動を行います。

昨年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全国海区漁業調整委員会連合会の理事会と総会が書面決議により行われ、関係省庁への要望活動も昨年8月に実施されました。

資料45ページをご覧ください。

令和3年（2021年）2月4日付け2全漁調連第10号により全国海区漁業調整委員会連合会会長志岐富美雄から、令和2年度要望活動にかかる結果が送付されました。

資料46ページをご覧ください。

令和2年度九州ブロックから提出された要望一覧を掲載しております。

熊本県連合海区からの要望は、2番、6番、17番、22番になります。

九州ブロックから提出された具体的な要望内容については、資料47ページから48ページに添付しております。

資料49ページをご覧ください。

要望活動は、令和2年（2020年）8月6日に、農林水産委員長、農林水産省農林水産大臣、水産庁、外務省、国土交通省海上保安庁、同省海事局に対し、要望書を送り書面により回答を貰っております。

資料は、全29ページに及びますので、熊本県連合海区から提出した要望に関連する回答についてのみ御報告させていただきます。

資料47ページと48ページをご覧ください。

熊本県連合海区及び九州ブロックからの要望と、それに対する関係省庁からの回答を取りまとめた資料になります。

資料の左から、熊本県連合海区から提出した要望を、九州ブロック要望項目の欄のとおり取りまとめて関係省庁に対して要望した結果、資料右端のとおり関係省庁から回答を得ております。内容については後ほど、御確認頂ければと思います。

以上が、令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動における本県要望に対する関係省庁からの回答の結果です。

事務局からの報告は以上です。

議長

事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

藤森委員

要望事項の中の1番と3番と内容が違うと思うけど、統一して水産庁に要望したわけ？

操業区域について、福岡県と鹿児島県は操業区域を緩くして欲しいということだけど、熊本県は厳しくして欲しいという要望になっている。打合せか何かしているのか？

事務局

特に打合せを行っているわけではないですが、各県の議題については各県連合会海区へ要望内容を伝えています。

事務局

補足させていただきます。各県から要望を九州ブロックの担当県に提出しまして、その中で項目ごとに要望を取りまとめた上で、関係省庁へ要望活動を行っております。内容がほぼ一致するようなものについては、そういう取りまとめ方をしていますし、大中型まき網の操業区域のように、内容が異なるものにつきましては、それぞれ取りまとめ関係省庁へ要望することとなっております。熊本県としましては、資料47ページに示しておりますが、沿岸資源の適正な利用についてということで、熊本県連合海区から出された要望を九州ブロックが取りまとめ、関係省庁へ要望していることとなります。

藤森委員

話は分かるけど、熊本県は規制を厳しくして、福岡県と鹿児島県は規制緩和を要望しているようにとれるわけなので、これに対する答えはないわけ？

事務局

本来であれば、5月に総会、その前に幹事会や担当者会議が開かれるのですが、今年度は書面決議ということで、それぞれ顔を合わせて意見を出し合う場がありませんでしたので、関係各県での意見交換は行っていない状況です。

藤森委員

熊本県の有明は挟まれているので、注意深く見守る必要があると思います。

議長

他に何かございませんか。

委員一同

なし。

議長

他にないようですので、「令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について」の報告を終了します。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員一同

なし。

議長

なら1点だけ。有明海における、ノリ養殖以外で養殖の免許を出している実態について教えてください。

藤森委員

第三種区画のアサリの話であれば、海路口漁協・川口・住吉。

事務局

手元に資料がないのですが、調べることは可能です。

議長

調べておいてください。アサリの成長が止まっているので、養殖に切り替える時期かもしれない。

他になれば、これで第501回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。